

特定非営利活動法人長崎県マンション管理組合連合会細則

- 第1条 特定非営利活動法人長崎県マンション管理組合連合会定款（以下「定款」という。）
第7条第1項及び第2項に定める様式は、入会申込書（様式第1号）のとおりとし、
入会を承諾した場合の通知書の様式は、入会承諾書（様式第2号）のとおりとする。
- 第2条 定款第7条第3項に定める通知書の様式は、入会不承認通知書（様式第3号）の
とおりとする。
- 第3条 定款第9条第1項に定める様式は、会員資格喪失通知書（様式第4号）のとおり
とする。
- 第4条 定款第10条に定める退会届の様式は、退会届（様式第5号）のとおりとする。
- 第5条 定款第14条第1項第2号及び第3号に定める推薦書の様式は、推薦書（様式第
6号）のとおりとする。
- 第6条 定款第15条第3項に定める役割分担は、役割分担表（別表第1）のとおりと
し、第4項第4号及び第5号に定める様式は、臨時総会開催通知書（様式第7号）
及び理事会開催請求書（様式第8号）のとおりとする。
- 第7条 定款第19条第2項に定める費用については、別途定める。
- 第8条 定款第24条第2項第1号及び第2号に定める書面は、臨時総会開催請求書（様
式第9号）のとおりとする。
- 第9条 定款第25条第1項に定める書面は、総会開催通知書（様式第10号）のとおり
とする。
- 第10条 定款第29条第2項に定める書面は、書面表決書（様式第11号）及び委任状
（様式第12号）のとおりとする。
- 第11条 定款第33条第1項第2号に定める書面は、理事会開催請求書（様式第13号）
のとおりとする。
- 第12条 定款第34条第1項に定める書面は、理事会開催通知書（様式第14号）のと
おりとする。
- 第13条 定款第37条第2項に定める書面は、書面表決書（様式第15号）のとおりと
する。
- 第14条 定款第7章に定める項目で定める必要のある事項は、別途定める。

附則

この細則は、平成21年 8月19日から施行する。